

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

### 3. その他

#### ■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

##### ・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

##### ・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

#### ■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

##### ・購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

#### ■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

##### (例 1) 口数指定で購入する場合 (円貨決済)

購入価額 10,000 円 (1 万口あたり) で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) =  $10,000 \text{ 円} \times 100 \text{ 万口} \div 10,000 \text{ 口} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$  となり、合計 1,033,000 円 (税込) お支払いいただくことになります。

##### (例 2) 口数指定で購入する場合 (外貨決済)

購入価額 10 米ドル (1 口あたり) で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料 (税込) =  $10 \text{ 米ドル} \times 1 \text{ 万口} \div 1 \text{ 口} \times 3.3\% = 3,300 \text{ 米ドル}$  となり、合計 103,300 米ドル (税込) お支払いいただくことになります。

##### (例 3) 金額指定で購入する場合 ([ ]内は外貨決済を選択した場合の例)

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料 (税込) をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額 (税込) は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

#### 4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 12,200 百万円
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー  
ムからお問合せいただけます。

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

#### 金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以 上

（2021 年 8 月）

KTM\_TOUSHIN\_2.0

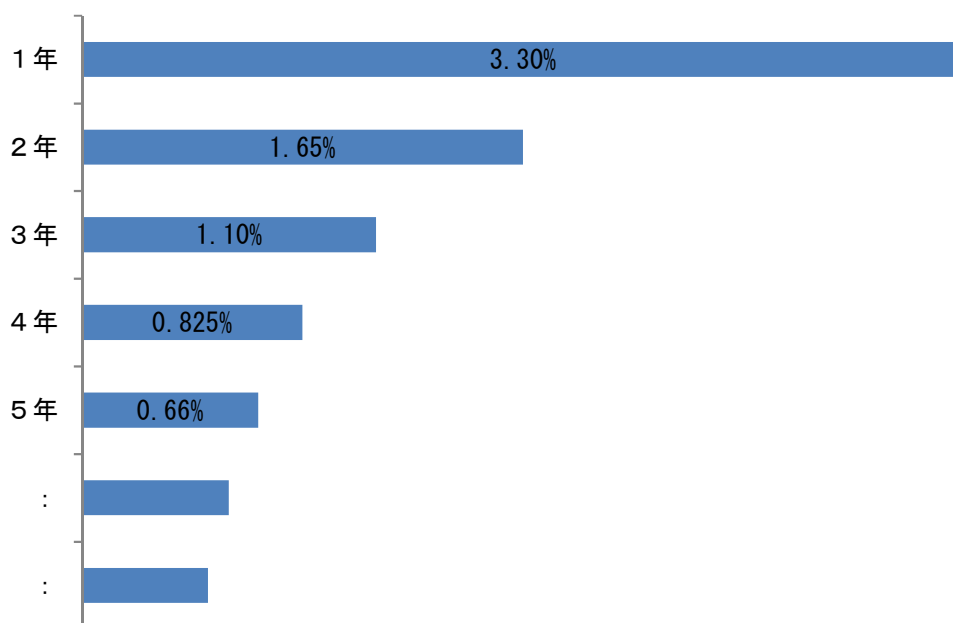
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】                      【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

投資信託説明書  
(交付目論見書)

使用開始日

2022 年 7 月 21 日

野村インデックスファンド・  
米国株式配当貴族

愛称：Funds-i フォーカス 米国株式配当貴族

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 373 号

&lt;照会先&gt; 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉営業日の午前 9 時～午後 5 時

● ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

| 商品分類    |        |                   |         | 属性区分                         |      |        |               |       |                    |
|---------|--------|-------------------|---------|------------------------------|------|--------|---------------|-------|--------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類    | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ | 対象インデックス           |
| 追加型     | 海外     | 株式                | インデックス型 | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | 北米     | ファミリー<br>ファンド | なし    | その他 <sup>(注)</sup> |

(注) (S&P 500配当貴族指数 (配当込み・円換算ベース))

\* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

■設立年月日：1959年12月1日

■資本金：171億円（2022年6月末現在）

■運用する投資信託財産の合計純資産総額：47兆1313億円（2022年5月31日現在）

この目論見書により行なう野村インデックスファンド・米国株式配当貴族の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年7月20日に関東財務局長に提出しており、2022年7月21日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

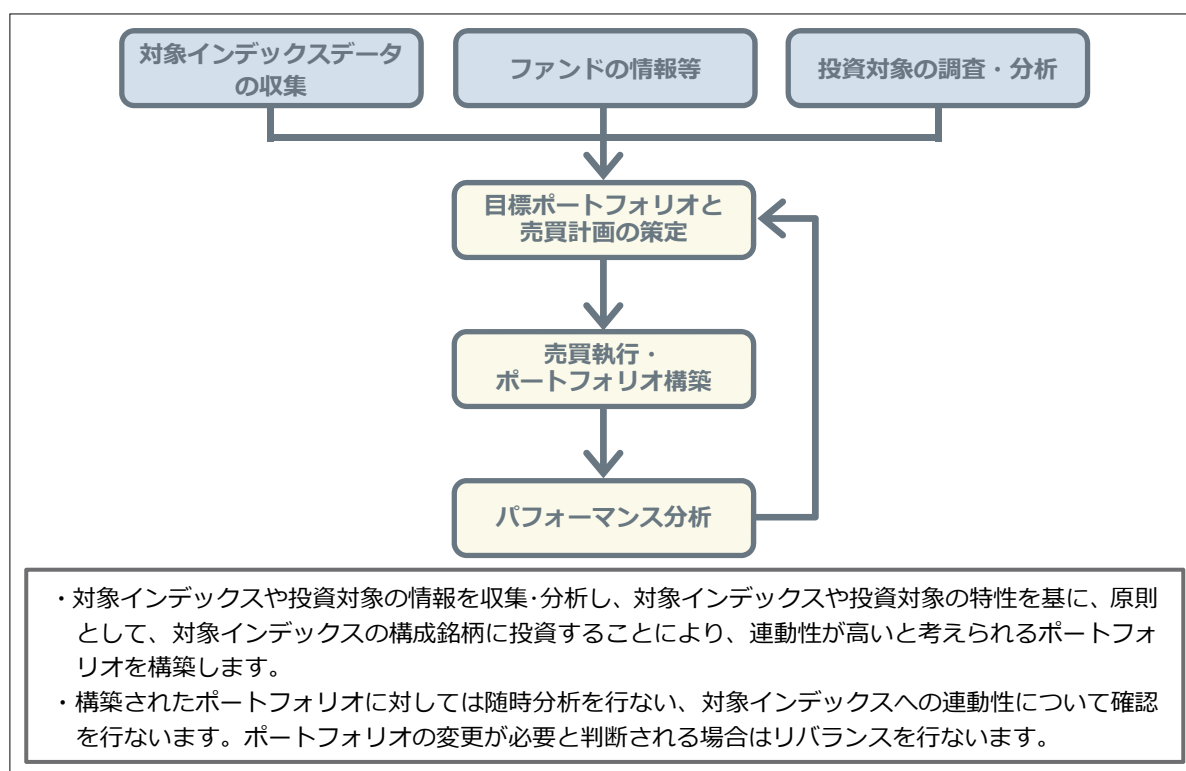
米国の株式を実質的な主要投資対象<sup>※</sup>とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

- 米国の株式を実質的な主要投資対象とし、S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
  - ・「S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）」は、S&P 500 配当貴族指数（配当込み・米ドル建て）を委託会社において円換算したものです。
  - ・S&P 500 配当貴族指数とは、S&P Dow Jones Indices LLC が開発し算出している米国の株価指数です。当該指数は、S&P 500 指数の構成銘柄のうち 25 年以上連続で増配している銘柄を対象とし、均等加重により算出されます。年次見直し時の構成銘柄数は最低 40 銘柄とし、25 年以上連続で増配している銘柄が 40 銘柄を下回る場合は、20 年以上連続で増配している銘柄を配当利回りの高い順に 40 銘柄になるまで追加します。40 銘柄に満たない場合は、配当利回りの高い順に 40 銘柄になるまで追加します。

### ■ 投資プロセス ■



\* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

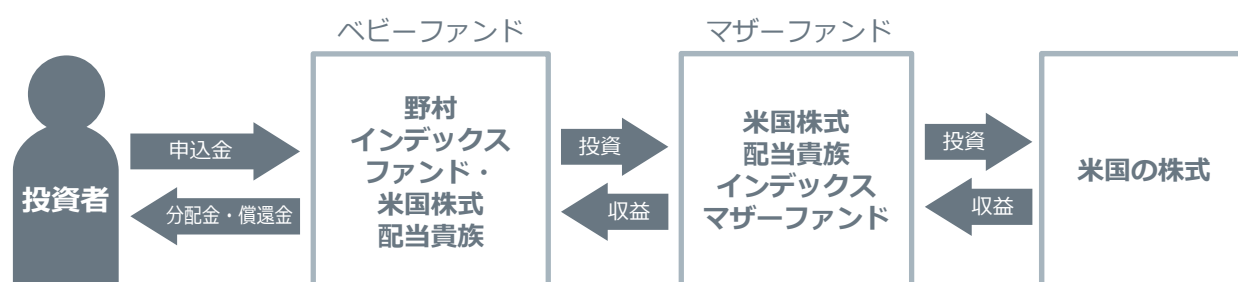


# ファンドの目的・特色

## ■ 指数の著作権等について ■

「S&P 500 Dividend Aristocrats Index」(S&P 500配当貴族指数)はS&P Dow Jones Indices LLC (「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC (「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC (「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 500 Dividend Aristocrats Indexの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
- S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
  - ◆ 効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を実質的に活用する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## 主な投資制限

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への実質投資割合には制限を設けません。    |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| デリバティブの利用   | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。  |

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。





# ファンドの目的・特色

## 分配の方針

原則、毎年4月22日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様**に帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

|         |                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク | ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは、特定のテーマを対象としたインデックスに連動する投資成果を目指して運用を行ないますので、米国の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。 |
| 為替変動リスク | ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。                                                                            |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



# 投資リスク

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ●運用リスクの管理

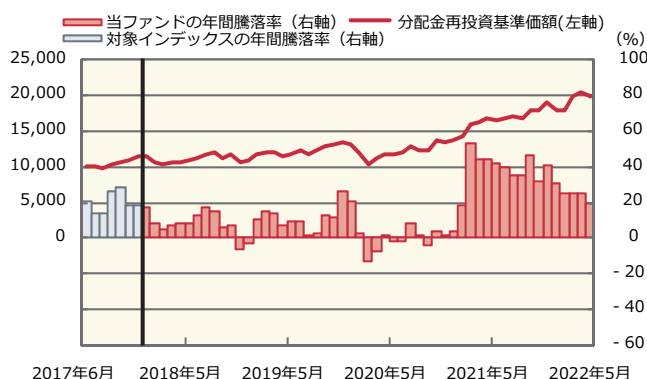
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

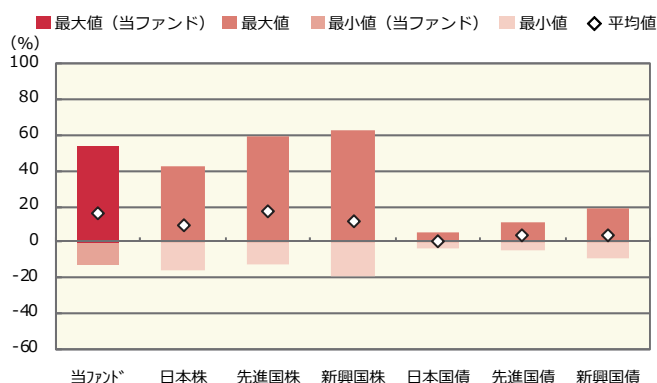
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

## リスクの定量的比較（2017年6月末～2022年5月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 53.2   | 42.1   | 59.8   | 62.7   | 5.4   | 11.4  | 19.3  |
| 最小値 (%) | △ 13.0 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 4.0 | △ 4.5 | △ 9.4 |
| 平均値 (%) | 15.6   | 9.6    | 17.1   | 11.8   | 0.1   | 3.7   | 3.3   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年6月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2017年6月から2022年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2017年12月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2017年6月から2022年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



# 投資リスク

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

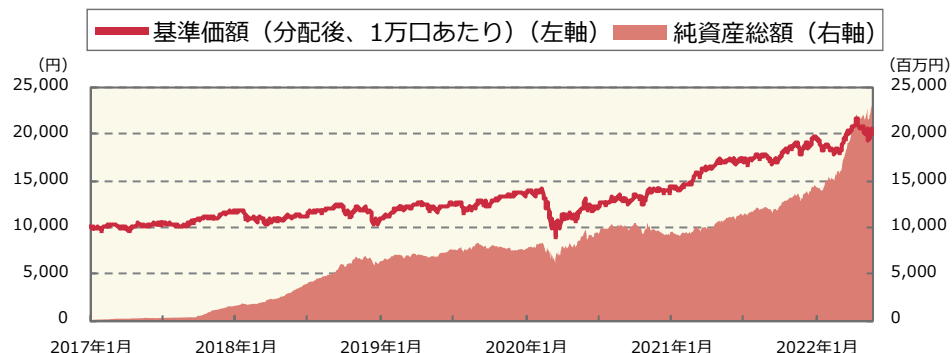
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  - JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）



# 運用実績 (2022年5月31日現在)

## 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



## 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

|         |     |
|---------|-----|
| 2022年4月 | 0 円 |
| 2021年4月 | 0 円 |
| 2020年4月 | 0 円 |
| 2019年4月 | 0 円 |
| 2018年4月 | 0 円 |
| 設定来累計   | 0 円 |

## 主要な資産の状況

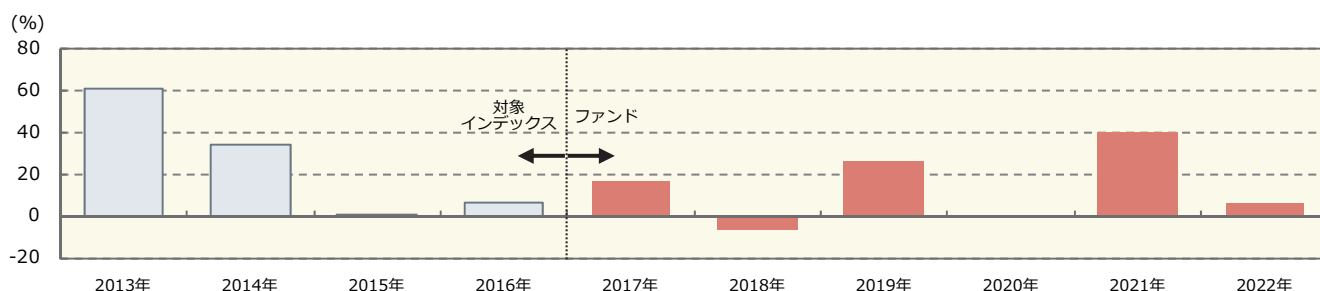
実質的な銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄                                | 業種          | 投資比率 (%) |
|----|-----------------------------------|-------------|----------|
| 1  | ALBEMARLE CORP                    | 化学          | 2.1      |
| 2  | AMCOR PLC                         | 容器・包装       | 1.8      |
| 3  | EXXON MOBIL CORP                  | 石油・ガス・消耗燃料  | 1.8      |
| 4  | SHERWIN-WILLIAMS                  | 化学          | 1.8      |
| 5  | EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC | 航空貨物・物流サービス | 1.7      |
| 6  | CHEVRON CORP                      | 石油・ガス・消耗燃料  | 1.7      |
| 7  | LINDE PLC                         | 化学          | 1.7      |
| 8  | NEXTERA ENERGY INC                | 電力          | 1.6      |
| 9  | FRANKLIN RESOURCES INC            | 資本市場        | 1.6      |
| 10 | CONSOLIDATED EDISON INC           | 総合公益事業      | 1.6      |

実質的な業種別投資比率 (上位)

| 順位 | 業種   | 投資比率 (%) |
|----|------|----------|
| 1  | 化学   | 10.2     |
| 2  | 機械   | 7.5      |
| 3  | 家庭用品 | 7.4      |
| 4  | 保険   | 6.0      |
| 5  | 飲料   | 4.7      |

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2017年は設定日 (2017年1月10日) から年末までのファンドの収益率。
- ・2022年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。
- ・2013年から2016年は対象インデックスの年間収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                     |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位           | 1 万口以上 1 口単位（当初元本 1 口＝1 円）または 1 万円以上 1 円単位                                                                                          |
| 購 入 価 額           | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>（ファンドの基準価額は 1 万口あたりで表示しています。）                                                                                    |
| 購 入 代 金           | 販売会社の定める期日までにお支払いください。                                                                                                              |
| 換 金 単 位           | 1 口単位または 1 円単位                                                                                                                      |
| 換 金 価 額           | 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額                                                                                                    |
| 換 金 代 金           | 原則、換金申込日から起算して 5 営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。                                                                                          |
| 申 込 締 切 時 間       | 午後 3 時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。                                                                                                  |
| 購 入 の 申 込 期 間     | 2022 年 7 月 21 日から 2023 年 7 月 20 日まで<br>* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                    |
| 換 金 制 限           | 大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                                |
| 申 込 不 可 日         | 販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。                                                    |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消することがあります。                                     |
| 信 託 期 間           | 無期限（2017 年 1 月 10 日設定）                                                                                                              |
| 繰 上 償 還           | 受益権口数が 30 億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。                                                                                                 |
| 決 算 日             | 原則、毎年 4 月 22 日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                         |
| 収 益 分 配           | 年 1 回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）                                                                                                          |
| 信 託 金 の 限 度 額     | 3000 億円                                                                                                                             |
| 公 告               | 原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。                                              |
| 運 用 報 告 書         | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。                                                                                          |
| 課 税 関 係           | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除の適用はありません。<br>* 上記は 2022 年 5 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。





# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用                      |                        |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                           |        |
|-------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|                                     | 購入時手数料                 |                                                                                                                                                                                         | 購入価額に2.2%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額（詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。）<br>購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 |        |
|                                     | 信託財産留保額                |                                                                                                                                                                                         | 換金時に、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。                                                                                                   |        |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                 |                        |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                           |        |
|                                     | 運用管理費用（信託報酬）           |                                                                                                                                                                                         | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。<br>ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>信託報酬率の配分は下記の通りとします。   |        |
|                                     |                        |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                           |        |
|                                     |                        |                                                                                                                                                                                         | 信託報酬率                                                                                                                                                     |        |
|                                     |                        |                                                                                                                                                                                         | 年0.55%（税抜年0.50%）以内<br>（2022年7月20日現在<br>年0.55%（税抜年0.50%））                                                                                                  |        |
|                                     |                        |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                           |        |
|                                     | 支払先の配分（税抜）<br>および役務の内容 | 委託会社                                                                                                                                                                                    | ファンドの運用とそれに伴う調査、<br>受託会社への指図、<br>法定書面等の作成、<br>基準価額の算出等                                                                                                    | 年0.25% |
|                                     |                        | 販売会社                                                                                                                                                                                    | 購入後の情報提供、<br>運用報告書等各種書類の送付、<br>口座内でのファンドの管理<br>および事務手続き等                                                                                                  | 年0.22% |
|                                     |                        | 受託会社                                                                                                                                                                                    | ファンドの財産の保管・管理、<br>委託会社からの指図の実行等                                                                                                                           | 年0.03% |
| * 上記配分は、2022年7月20日現在の信託報酬率における配分です。 |                        |                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                           |        |
| その他の費用・手数料                          |                        | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。<br>・ 組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・ 外貨建資産の保管等に要する費用<br>・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用<br>・ ファンドに関する租税<br>等 |                                                                                                                                                           |        |



## 手続・手数料等

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目                   | 税金                                           |
|------------------|----------------------|----------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び<br>償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

\* 上記は2022年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





## 追加的記載事項

---

- ファンドの名称について

「野村インデックスファンド・米国株式配当貴族」を「Funds-i Focus 米国株式配当貴族」という場合があります。

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

